

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、きらやか銀行と仙台銀行並びに関連会社とともに「じもとグループ」を構成し、「お客さまに喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを創設する」を経営理念に掲げ、宮城と山形を結び、じもとの「人・情報・産業」をつないで地域社会の復興と繁栄にグループ役職員が一丸となって取り組んでおります。同時に地域金融グループとしての公共性、社会的使命を自覚した上で、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-11-1.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、適切な知識・経験・能力を備えた取締役により構成され、その機能を十分に発揮しております。

女性取締役選任の重要性は認識しておりますが、現時点では女性取締役候補者の選任が難しいため、当社グループの女性管理職等の意見等を経営に反映しております。

また、2019年6月には、当社の子会社である仙台銀行において、女性管理職の中から常勤監査役が選任されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4.政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

政策投資株式は、取引先や当社及び当社グループ会社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合や、地域開発ならび地域振興に寄与し、地域経済の発展に資すると判断される場合において、総資産に対して過大とならない範囲で限定的に保有することを基本方針といたします。

2019年3月末時点における保有状況は、連結貸借対照表に計上している総資産残高の0.3%、有価証券残高の1.6%にあたる残高を保有しております。

また、毎年取締役会において、政策投資株式の個別銘柄毎に保有目的の適切性、資本コスト等を踏まえた採算性を精査し、定期的に保有の適否を検証いたします。検証の結果、中長期的な視点で企業価値向上が期待できないと判断した株式については、株式市場の動向も踏まえ縮減いたします。

(2) 政策保有株式に係わる議決権行使基準

政策投資株式の議決権行使については、議案の内容を精査し、投資先企業の経営方針や事業計画等を把握したうえで、投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するよう賛否を適切に判断いたします。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社では、取締役との競業取引及び利益相反取引は、「取締役会規程」に基づき、取締役会での審議・決議を要することとしています。

また、適正な利益相反管理を遂行するため、利益相反管理方針や利益相反管理規程を定め、適切な管理体制を整えています。

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループの年金資産運用は、年金給付及び一時金たる給付の支払を将来にわたり確実に行うため、許容されるリスクの範囲内において、必要とされる収益を長期的に確保することを目的としております。この方針のもと、年金資産運用にあたっては、運用機関から意見を聴取し、中長期的観点から政策的に資産構成割合を策定しております。

また、担当事務局は、経理・市場金融等の専門的知識を有する者から意見を求めて必要な知識を補完するとともに、定期的に運用状況をモニタリングし、必要に応じて資産構成割合を見直しております。

運用機関に対しては、原則として四半期毎に年金資産の運用実績について報告を求めて定量評価を行うとともに、運用方針、投資判断プロセス、コンプライアンスなど定性評価を加えた総合的な評価を行い、企業年金の受益者と当社グループとの間に利益相反が生じないように管理しております。

【原則3-1.情報開示の充実】

1.経営理念、経営戦略、経営企画等について

当社は、きらやか銀行と仙台銀行並びに関連会社とともに「じもとグループ」を構成し、「お客さまに喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを創設する」を経営理念に掲げ、グループ役職員が一丸となって宮城と山形を結び、じもとの「人・情報・産業」をつないで地域社会の復興と繁栄に貢献してまいります。

この経営理念を具現化するため、中期経営計画を策定し、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

当社ホームページURL (<https://www.jimoto-hd.co.jp>)

2.コーポレートガバナンスに関する基本方針について

(1) 当社は、株主並びに投資家の皆さまから広く信頼を得るためには、株主の権利・平等性の実質的な確保が重要であるとの認識の下、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うとともに、株主の実質的な平等性の確保に努めてまいります。

(2) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は株主の皆さまに加え、従業員、お取引先、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。

(3) 当社は、株主並びに投資家の皆さまから適切な評価を得るため、法令に基づく開示はもとより、株主並びに投資家の皆さまにとって有用性の高い情報について、自主的かつ迅速な情報開示に努めてまいります。

(4) 当社は、監査等委員会設置会社の制度を採用し、監査等委員会による監査機能を活用するとともに、当社から独立した立場にある社外取締役を選任し、社外の視点に基づく意見・提言を取り入れる体制とすることにより、透明性が高く、公正で健全な経営の実践に努めてまいります。

(5) 当社は、株主総会の場以外における株主の皆さまとの建設的な対話に努めるとともに、当社の経営方針や経営状況などを分かりやすく説明することに努めます。

3.取締役が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きについては、本報告書「2. 1. [取締役報酬関係]」に記載しておりますので、ご参照ください。

4.取締役候補を指名するに当たっての方針と手続き

(1) 取締役の資格

当社の取締役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観を有する者でなければならないとしております。

(2) 取締役の指名手続

当社の代表取締役を含む取締役（監査等委員である取締役を除きます。）候補者は、「指名・報酬協議会」における検討結果を基に当社の取締役会で審議、決定しております。

当社の監査等委員である取締役候補者は、当社の監査等委員会の同意を得た上で、当社の取締役会で審議、決定しております。

(3) 取締役の懲罰手続

代表取締役を含む取締役の懲罰（解任含む）については、社内規程において禁止行為及び手続きを定めており、「指名・報酬協議会」における検討結果を基に当社の取締役会で審議、決定しております。

(4) 候補者の選任及び解任の諮問結果の取りまとめ

「指名・報酬協議会」が、候補者の選任並びに解任の検討を行う際には、対象者個々の人材の把握を委員が行った上、検討結果を取りまとめることとしております。

5.取締役の個々の選任、指名についての説明

代表取締役の選任と社外以外の各取締役の選任・指名理由については、以下のとおり開示します。

また、社外取締役の選任理由については、本報告書「2. 1. [取締役関係] [監査等委員会]」に記載しております。

(代表取締役)

・鈴木 隆 (再任)

2013年6月の代表取締役就任以来、県境を越えた地域金融グループの特徴作りと地域経済の復興・創生に向けた取組みを継続的に指揮するなど、経営管理に卓越したリーダーシップを発揮しており、これらの経験に加え、公正かつ効率的に遂行できる知識、十分な社会的な信用を有していることから代表取締役として選任しました。

・粟野 学 (再任)

2012年10月の代表取締役就任以来、県境を越えた地域金融グループの特徴作りと地域経済の復興・創生に向けた取組みを継続的に指揮するなど、経営管理に卓越したリーダーシップを発揮しており、これらの経験に加え、公正かつ効率的に遂行できる知識、十分な社会的な信用を有していることから代表取締役として選任しました。

(取締役)

・斎藤 義明 (再任)

2013年6月当社の取締役就任以来、特に子会社管理の市場部門を統括し、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有しており、取締役として選任しました。

・川越 浩司 (再任)

2018年6月当社の取締役就任以来、グループの戦略等を立案する経営戦略部門を指揮するとともに、会社の運営・企画等を行う総合企画部門を統括し、リーダーシップを発揮するなど、経営管理の的確、公正かつ効果的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有しており、取締役として選任しました。

・田中 達彦 (再任)

2012年10月当社の取締役就任以来、特に子会社管理のリスク統括部門を統括し、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有しており、取締役として選任しました。

・高橋 幹男 (再任)

2017年6月当社の取締役就任以来、特に子会社管理の融資部門を統括し、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有していることから取締役として選任しました。

・太田 順一 (新任)

子銀行である仙台銀行の名取支店長をはじめ、市場金融部長の要職を歴任、2015年6月から当社ならびに子銀行の企画部長として経営手腕を発揮、経営者としての資質を備え、当社の事業発展に十分貢献できる人材であると判断したことから取締役として選任しました。

・尾形 毅 (再任)

2018年6月当社の取締役就任以来、グループの戦略等を立案する経営戦略部門、会社の運営・企画等を行う総合企画部門を統括し、リーダーシップを発揮するなど、経営管理の的確、公正かつ効果的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有しており、取締役として選任しました。

(監査等委員である取締役)

・永坂 拓(新任)

子銀行である仙台銀行の国分町支店長をはじめ、総務部長、監査部長の要職を歴任、実務経験に基づく的確な提言や意見、並びに公正かつ中立な立場で当社の経営全般の監督を期待できるものと判断したことから監査等委員である取締役として選任しました。

[補充原則4-1-1.経営陣に対する委任の範囲]

当社は、取締役会規程において取締役会決議事項の範囲を定めています。

その上で、取締役会の下に社外取締役を除く取締役(監査等委員である取締役を除きます。)で構成する経営会議を設置し、取締役会で決定した経営方針に基づいて、取締役会の決議事項以外の事項で、その具体的な業務執行方針等を定め、また、業務執行に関し取締役会より委任を受けた重要事項について決定又は協議し、併せて業務執行の全般的統制を図る体制としています。

[原則4-8.独立社外取締役の有効活用]

当社では、独立性のある社外取締役を選任し、社外の視点に基づく意見・提言を取り入れる体制とすることにより、取締役会における経営監督機能の充実に努めております。

現在、全取締役14名のうち、5名が独立社外取締役です。

[原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」の概要については、本報告書の「2. 1. [独立役員関係] その他独立役員に関する事項」に掲載しておりますので、ご参照ください。

[補充原則4-11-2.取締役が他の上場会社の役員を兼任]

取締役の他社との兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書等において従来から開示しています。

また、その兼任状況は、他の上場会社の役員を兼任しておらず、取締役会又は監査等委員会のために必要となる時間と労力から見て合理的な範囲にあると考えます。

[補充原則4-11-3.取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示]

取締役会の実効性評価については、取締役会の構成、運営状況及び取締役の活動状況などを基に事業年度毎に取締役会が自己評価を実施いたします。

2018年度の取締役会の実効性に関する評価結果の概要は以下のとおりです。

1.分析・評価の方法

全取締役が、アンケート方式で自己評価を行い、その結果、課題等意見を分析し評価を行い、取締役会の改善等に活用してまいります。

2.分析・評価結果の概要

2018年度の評価として、議論拡充のための議題選定や、各議案の説明方法及び中長期課題を含む経営に係る十分な議論において、一部課題が見受けられるものの、取締役会は適切に運営されており、取締役会全体の実効性は確保されていると評価します。

なお、アンケートの意見、コメント等に基づき更なる改善に努め、取締役会の機能向上に努めてまいります。

3.今後の課題等

当社は、2019年6月に監査等委員会設置会社に移行しております。今後、取締役会において、議案の見直しや将来を見据えた中長期的視点での経営課題に係る議論等を充実させるなど、更なる活性化を図ってまいります。

[補充原則4-14-2取締役・監査役のトレーニングの方針]

当社は、取締役が期待される役割・責務を適切に果たすため、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることを奨励し、外部機関が提供する講習なども含め必要となるトレーニング機会の提供や斡旋を行うとともに、必要と認める費用の支援を行っております。

[原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針]

当社では、「株主との建設的な対話を促進するための方針」を定めており、本報告書で以下のとおり開示いたします。

<株主との建設的な対話を促進するための方針>

1. 目的

当社グループの経営戦略や財務状況等に関して、株主からの的確に理解され、信頼と正当な評価を得ることにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とします。

2. 対話を促進するための体制

代表取締役は、株主との対話全般を統括します。株主からの対話の申込みに対しては、総合企画部担当役員を責任者として、総合企画部が対話の申込み窓口となります。総合企画部は、経理部・経営戦略部等の関連部門と連携することにより、各種の経営情報を適切に提供します。

3. 個別の対話以外の手段の充実

株主との建設的な対話は、株主総会以外に、IR説明会を継続的に実施します。また、IR説明会に関する情報を当社ホームページに掲載するほか、ディスクロージャー誌などにより、分かりやすい情報の開示に努めます。

4. 社内へのフィードバック

株主との対話のなかで把握した意見等は、総合企画部担当役員から経営会議を通じて経営陣に報告します。

5. インサイダー情報の管理

株主との対話に際しては、インサイダー取引の未然防止を図るため、社内規程の定めに基づき、重要な会社情報を適切に管理します。

[原則5-2.経営戦略や経営計画の策定・公表]

当社グループは、本業支援による東日本大震災の復興支援と地域中小企業への金融仲介機能の発揮を当社グループの重要な長期戦略と位置づけ、改正金融機能強化法及び同法震災特例に基づく総額600億円の国の資本参加をいただいております。

この方針のもと当社は、地域経済や金融環境の変化を踏まえ、グループ中期経営計画並びに経営強化計画(ともに計画期間:2018年4月~2021年3月)を策定しております。

両計画では、「顧客本位の業支援」と「統合効果発揮」をキーワードに、5つの基本戦略並びに目標とする経営指数を掲げ、当社ホームページに公表しております。

<5つの基本戦略>

(1) ガバナンス態勢強化

(2) 持続可能なビジネスモデルの確立

- (3) 効率化・合理化
- (4) 人材育成
- (5) リスク管理強化

<目標とする経営指数>

2021年3月(計画終期)における当社の主な経営指数は以下のとおりです。

- ・コア業務純益 62億円
- ・当期純利益 40億円
- ・コアOHR 79.95%
- ・自己資本比率 8.35%
- ・貸出金平残 17,955億円
- ・預金平残 24,020億円

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,634,300	4.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	5,724,800	3.20
きらやか銀行行員持株会	5,167,515	2.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,056,000	2.82
株式会社みずほ銀行	3,025,000	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,610,600	1.45
三井住友海上火災保険株式会社	2,485,750	1.38
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,184,955	1.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	1,808,500	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	1,655,900	0.92

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大山 正征	他の会社の出身者											
半田 稔	弁護士											
伊藤 吉明	公認会計士											
高橋 節	その他											
今野 純一	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大山 正征		○	同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。	大山正征氏は企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ中立な立場で取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主との利益相反のおそれがないため、独立役員として指定しております。

半田 稔		○	同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。	半田稔氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、公正かつ中立な立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主との利益相反のおそれがないため、独立役員として指定しております。
伊藤 吉明	○	○	同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。	伊藤吉明氏は、公認会計士として財務・会計面における専門的な知識と経験を有しており、公正かつ中立的な立場で監査等委員としての役割を適切に果たしていただけることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、一般株主との利益相反のおそれがないため、独立役員として指定しております。
高橋 節	○	○	同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。	高橋節氏は、山形県庁において農林水産部長、健康福祉部長、副知事を歴任し培ってこられた行政経験と幅広い見識を有しており、公正かつ中立な立場で監査等委員としての役割を適切に果たしていただけることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、一般株主との利益相反のおそれがないため、独立役員として指定しております。
今野 純一	○	○	同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。	今野純一氏は、宮城県庁において環境生活部長、総務部長を歴任し培ってこられた行政経験と幅広い見識を有しており、公正かつ中立な立場で監査等委員としての役割を適切に果たしていただけることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、一般株主との利益相反のおそれがないため、独立役員として指定しております。

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性					
	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いていませんが、使用人を配置しています。また、同使用人の人事異動や人事評価については、監査等委員会の同意を得て決定することとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

外部会計監査人と監査等委員会及び内部監査部門は、定期的に連絡会を開催し十分な連携を確保します。また、内部監査部門による監査結果及び監査指摘事項に係る改善状況等については、監査等委員である取締役が出席する取締役会へ定期的に報告する体制としているほか、必要に応じて内部監査部門に報告を求めることにより、監査等委員会との連携を確保します。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長 (議長) の属性

委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
--------	---------	----------	-----------	-----------	-----------	---------	----------

指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬協議会	4	2	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬協議会	4	2	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の報酬及び取締役候補者の指名を検討するに当たっての透明性・公正性を確保するため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬協議会」を設置しております。「指名・報酬協議会」は、社外取締役2名を含む4名の委員で構成し、委員長は社外取締役が務めています。また、監査等委員会委員長が、本協議会へオブザーバーとして出席し、監査等委員会が株主総会において取締役の指名・報酬に係る意見陳述を行うにあたり、必要となる情報を入手できる体制としております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員5名全員を独立役員に指定しております。

当社は、社外取締役の候補者の独立性に関して、以下の基準に基づき判断しております。

- (1)当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
- (2)その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
- (3)当社グループの役員等（注2）及び支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の、配偶者または二親等以内の親族でないこと。
2. 当社の主要株主（注3）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。
- 3.(1)当社または中核子会社（注4）を主要な取引先（注5）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかったこと。
- (2)当社または中核子会社の主要な取引先である者、またはその親会社若しくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかったこと。
- (3)当社または中核子会社から一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。
4. 当社グループから役員等を受け入れている会社、またはその親会社若しくはその子会社の役員等ではないこと。
5. 現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。
6. また、弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または中核子会社から過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。
7. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（注1）「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。

（注2）「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）をいう。

（注3）「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。

（注4）「中核子会社」とは、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行をいう。

（注5）「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の2%以上を基準に判定。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

2016年6月21日開催の第4期定時株主総会及び2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）及び当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。）に対し、業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式を信託を通じて取得します。取得した当社株式等は、対象となる取締役に対して、当社グループが定める役員株式給付規程に従って本信託を通じて給付します。

本信託は、2016年8月19日に信託契約を締結し、同日から信託を開始しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

企業内容の開示等に関する内閣府令に基づき有価証券報告書において、全取締役の総額を開示しております。
 当社の役員の報酬等の額は、株主総会で定められた役員区分毎の限度額の範囲内で、役員毎に基本報酬額を定めております。
 なお、役員区分毎の限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額が年額1億8千万円以内（うち社外取締役の報酬等の額が年額2千万円以内、株式報酬 4千万円以内）、監査等委員である取締役の報酬等の額が年額6千万円以内としております。
 また、取締役の年額報酬等の額には、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。
 当社には1億円以上の報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等を含む）を受けている役員はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

○取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

1. 取締役の報酬を決定するにあたっての方針

取締役の報酬を決定するにあたっての方針としては、当社グループの経営方針の実現、持続的な成長を可能とするよう、業績向上への貢献意欲を高める事を目的としております。また、取締役の報酬の水準に関しましては、経済や社会の情勢を踏まえ、当社として適切な水準を決定することとしております。

2. 取締役の報酬の種類

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）が受ける報酬等は、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」と、単年度の業績等に応じて支給する「賞与」ならびに複数年度の業績等に応じて支給する「株式報酬」としております。

但し、社外取締役は、「基本報酬」のみとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬は「基本報酬」のみとしております。

3. 取締役の報酬を決定する手続

株主等利害関係者に対して納得性のある報酬水準とするため、「指名・報酬協議会」で当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）報酬額の検討を行い、その結果を基に当社の取締役会で審議の上、当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額を決定します。
 なお、監査等委員である取締役の報酬額の決定につきましては、株主総会の承認枠の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役がその職務遂行上必要となる情報については、取締役会の事務局である総合企画部の担当役員や総合企画部の事務局を通して提供する体制としております。取締役会の議案については、開催に先立ち、総合企画部の担当役員や総合企画部の事務局が事前に概要の説明を行っております。

社外取締役である監査等委員が、その職務遂行に必要となる情報については、常勤監査等委員やその職務を補助する監査補助使用人を通して提供する体制としております。

なお、当社グループの社外取締役及び社外監査役を構成員とする「社外役員連絡会」を定期的に開催し、取締役会の運営についての意見交換等情報の交換や認識の共有を図っております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
長谷川 憲治	きらやか銀行相談役	経済団体活動、社外活動等（経営非関与）	〔勤務形態〕 非常勤、〔報酬〕 無	2008/4/1	定めなし
日下 睦男	仙台銀行相談役	経済団体活動、社外活動等（経営非関与）	〔勤務形態〕 非常勤、〔報酬〕 無	2007/6/28	定めなし
三井 精一	仙台銀行相談役	経済団体活動、社外活動等（経営非関与）	〔勤務形態〕 非常勤、〔報酬〕 無	2014/6/24	定めなし

その他の事項

1. 上記は、当社グループの中核子会社※1の元代表取締役頭取で、当社グループ所属の相談役及び顧問（以下、相談役等といいます。）について記載しています。上記の相談役等に支給している報酬はありません。
※1：中核子会社とは、きらやか銀行と仙台銀行を指します。
2. (1) 当社に相談役及び顧問制度はありませんが、中核子会社において元代表取締役頭取を相談役等とする場合があります。相談役等は経済団体活動や社外活動等のみを担い当社の経営には一切関与していません。
(2) 相談役等の委嘱及び解任については、社外取締役が中心となり議長を務める指名・報酬協議会の諮問を経て、中核子会社の取締役会において審議し決定しており、選任及び解任に関する透明性を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1) 業務執行、監督の機能

イ. 取締役・取締役会

取締役会（監査等委員である取締役を除きます。）10名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、原則として毎月1回開催し、当社及び当社が経営管理を行う子会社等の経営方針や経営上の重要な業務執行に関わる協議又は決定を行っております。

ロ. 経営会議

取締役会の下に社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除きます。）から構成される経営会議を設置し、取締役会において決定した経営方針に基づいて、その具体的な業務執行方針等を定め、また、業務執行に関し取締役会より委任を受けた重要事項について協議又は決定し、併せて業務執行の全般的統制を図る体制としております。経営会議は、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除きます。）8名で構成され、原則として週1回開催しており、機動的な運用を行える体制としております。

ハ. その他

取締役会の受任事項に基づき、重要な経営課題である分野ごとに「グループリスク管理委員会」「グループコンプライアンス委員会」を設置し、専門性と機動性を高める体制を敷いております。各委員会は原則として毎月1回開催しております。

(2) 監査・監督の機能

イ. 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員会規程および監査等委員会監査等基準に基づき、監査等委員会で決定した監査計画に従い、取締役会その他重要会議への出席ならびに取締役の職務執行の監査を行うとともに、業務および財産の状況に関する調査等を実施いたします。そのほか、内部統制部門から各種報告を受け、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、必要に応じて助言・指導を行うこととしております。また、監査部および会計監査人と定期的に会合を開催するなど、緊密な連携を保ち適切な監査業務の遂行に努めてまいります。

ロ. 内部監査

当社内の他の部門から独立した監査部を設置し、取締役会の承認を受けた「年度内部監査計画」に基づき、内部監査を実施し、監査結果については、取締役会に定期的に報告を行っております。

(3) 指名、報酬決定の機能

イ. 指名・報酬協議会

取締役の人事・報酬の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、社外取締役及び代表取締役にて構成する「指名・報酬協議会」を設置し、公正かつ透明性の高い手続きを行うこととしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。監査等委員会設置会社は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により経営の公正性、透明性及び効率性を高めることが可能であることから、当該体制を選択しています。

また、当社から独立した立場にある社外取締役を選任し、社外の視点に基づく意見・提言を取り入れる体制とすることにより、透明性が高く、公正で健全な経営の実践に努めており、経営の健全性確保に十分な役割を果たすものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月25日開催の第7期定時株主総会の招集通知を2019年6月6日に発送いたしました。また、発送日前に、TDnetや当社のウェブサイトへ公表し、開示しています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会が集中する日を避け、第7期定時株主総会を2019年6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆さまの利便性向上を図るため、インターネットによる議決権行使を可能としています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の開催を予定しております。 山形県7ヶ所、宮城県5ヶ所での開催としております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、開催しております。 このほか、年2回、複数の機関投資家と個別面談を実施しております。対話を通じて理解を得られるよう努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、会社説明会資料等を掲載しております。 (https://www.jimoto-hd.co.jp)	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主をはじめ取引先や地域社会など様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるため、2018年4月に本業支援を核とする中期経営計画を策定しました。 この中期経営計画では、前中期経営計画から更に一歩踏み込んだ「顧客本位の本業支援」と「統合効果の発揮」を計画の柱とし、本業支援を真に必要としているお客さまのもとへ足を運び、寄り添うことで、お客さまの成長と喜びを通して地域経済の発展と地方創生に貢献してまいります。 また、当社は、被災地の金融グループとして、被災企業への協調融資や再生支援、被災地での巡回式移動店舗の営業などを通じ、震災復興支援に積極的に取り組んでいるほか、子銀行に「地方創生推進グループ」を設置し、地方創生への取り組みを強化しており、本業支援を通じ、地域経済の活性化に取り組んでいます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、環境負荷の軽減を図る取り組みをグループ会社とともに継続的に推進しています。 また、グループ会社において環境関連商品の提供を通して、環境保全に取り組まれているお客さまを支援しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適時、適切な会社情報の開示は重要な経営課題であることを十分に認識し、その認識を実践するため、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を実施することに努めています。 また、非財務情報を含む法令に基づく開示以外の情報についても、当社ホームページなどを通じて開示を行っています。

その他

当社では、グループ内において、女性の活躍や男女ともに仕事と家庭の両立ができる環境づくりに積極的に取り組んでいます。

1.女性管理職の積極的な登用

2.有給休暇・シーズン休暇の取得推進等ワーク・ライフ・バランス推進の取り組み

3.各家庭状況に合わせた勤務体制等多様な働き方を支援する取り組み

4.育児休業取得者に対する、職場復帰をスムーズにするためのカリキュラムを組んだ研修の実施

5.パート・臨時職員の正職員への登用

今後も、ワークライフ・バランスの充実により、さらなる女性の参画拡大や男女ともにいきいきと働ける企業グループを目指し積極的に活動を続けます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社の子会社、関連会社（以下、「当社グループ」という。）の業務の健全性及び適切性を確保するため、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、以下のとおり、「内部統制基本方針」を制定する。

1. 取締役及び使用人（グループ会社の取締役及び使用人を含む）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定する。

(2) 当社は、グループコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス実施状況を監視し、コンプライアンス体制の充実に向けた課題を協議する。

(3) 当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置する。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理する。

(4) 監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス遵守態勢の監査を定期的を実施し、監査結果を取締役会へ報告する。

(5) 取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。

(6) 当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定する。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書取扱規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにリスク管理方針を制定する。

(2) 当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。

(3) 当社は、グループリスク管理委員会を設置し、当社及び当社グループにおける各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模で一元的に統括・管理することにより、リスク管理態勢の強化・充実に図る。

(4) 当社は、当社及び当社グループの統合的なリスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なリスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築する。

(5) 当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、適時適切に報告させるとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、決定事項について、法令に定めるもののほか、定款及び取締役会規程に定めるものとする。

(2) 取締役会は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。

(3) 取締役会が、会社法及び定款の定めに基づき、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役又は議決権を有する者の全てが取締役である経営会議その他の決定機関（以下「経営会議等」という。）に委任したときは、当該取締役又は経営会議等は、当該委任された事項を自ら決定することができる。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項とする。

当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行おうとするときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行う。

(2) 当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。

(3) 当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(4) 当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。

(5) リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導する。

(6) 監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため当社及び当社グループの監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(1) 監査等委員会は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）の配置を求めることができる。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

7. 前号の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

(1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとする。

8. 前号の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 取締役会は、補助者が監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人等との定期的な意見交換等に参加する機会を確保する。

9. 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査等委員会へ報告する。また、監査等委員会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。

(2) 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を当社の監査等委員会へ報告する。

(3) 上記(1)及び(2)の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。また、内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行につ

いて生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員は、取締役会をはじめ、重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、子会社の監査役及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針及び反社会的勢力対応マニュアルを制定しております。また、リスク統括部において反社会的勢力に関する情報を統括管理し、子会社における反社会的勢力との取引を排除するための取組みを支援するために、外部専門機関との連携等を行います。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

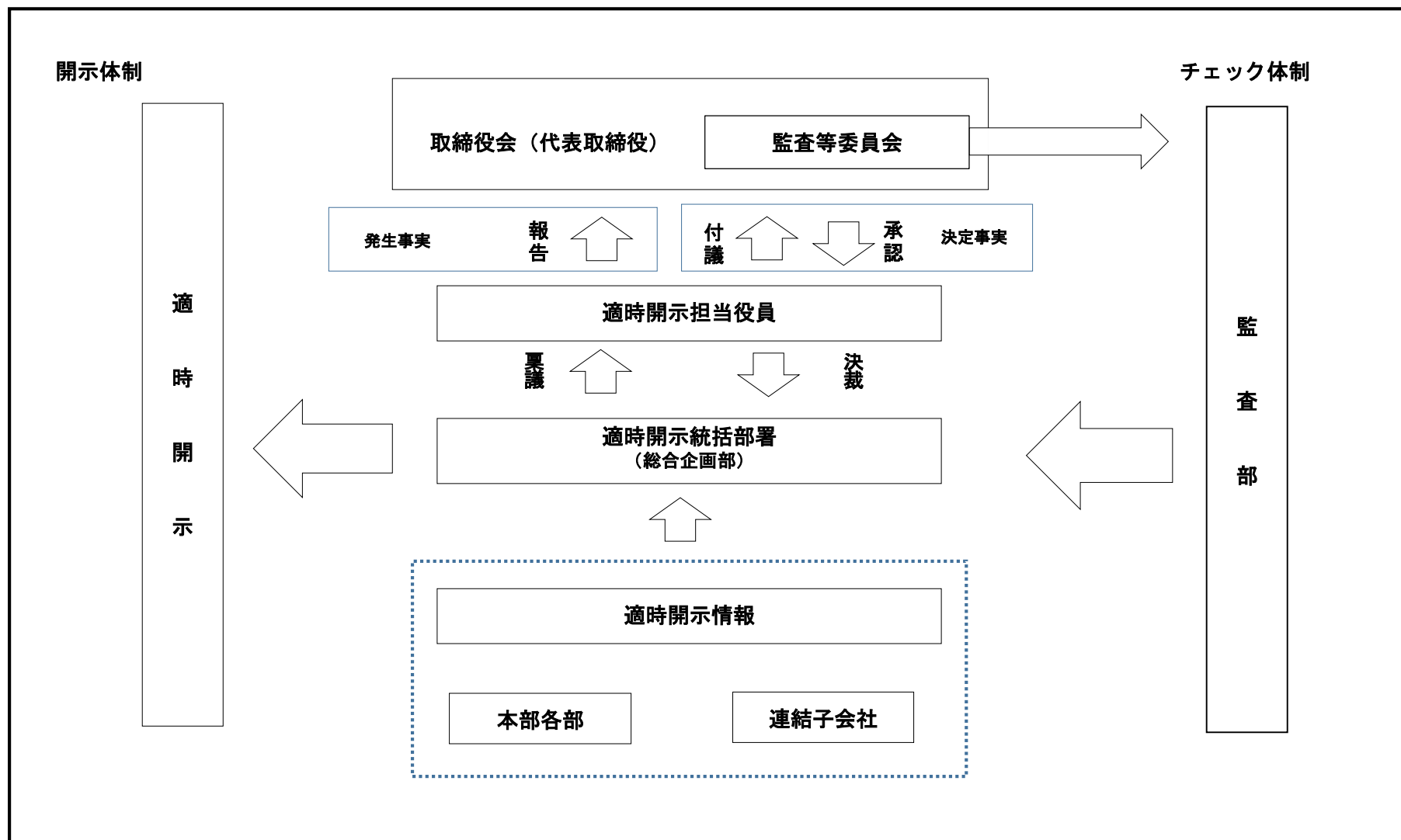
――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示に係わる社内体制]

会社情報の適時開示に係わる統括部署を総合企画部として、以下の体制により情報開示を行っています。
本部各部および連結子会社からの情報を速やかに総合企画部に情報を集約し、適時開示規則に則り開示要否の判定を行います。
開示すると判断した場合、総合企画部は該当事項の本部担当部署と協議のうえ開示資料を作成し、決定事実と発生事実に分け、所定の手続きを執った上で、速やかに情報開示を実施しております。
なお、適時開示の適正性確保のため、内部監査部門が適時開示情報の管理・取扱状況などについて監査を行っています。

【適時開示体制の概要】



【コーポレート・ガバナンス体制】

